

4月から

こども医療費助成制度を創設

対象者
市内に住所がある小学4年生〜中学3年生
※保護者の市民税所得割税額が23万5000円未満
※福祉医療制度(母子家庭等医療、重度障害者医療)など、他の医療費の助成を受ける場合は対象外

助成額
4月1日以降の入院医療費の自己負担額(3割)の3分の1。長期入院は、4か月目以降は自己負担額を全額助成します。

助成手続き
医療機関の窓口で一旦、医療保険の自己負担額を支払いいただき、後日、子どもの保護者又は、同一世帯の人が手続き願います。
手続きに必要なもの
① 医療機関の領収書(氏名、入院期間、保険点数、支払金額、医療機関名の明確なもの)
② 療養費の支給証明書又は支給決定通知書(保険証の提示なく入院した場合)
③ 附加給付証明書
④ 高額療養費の支給証明書
⑤ 印鑑(認印)
⑥ 入院した子どもの保険証
⑦ 振込先金融機関の口座番号(保護者名義のもの)
※③・④の支給の有無は加入している保険に確認をお願いします。
問 保険課 ☎ 44・30003

身体障害者の人に軽自動車税を減免
身体障害者などのために使用する軽自動車等に一定の要件を満たせば、申請により軽自動車税が減免されます。

新規で減免申請する人
障害等の等級と車両の使用状況で減免を判定します。
▽申請時の持参物
① 印鑑(認印可)
② 運転者の運転免許証

③ 車検証
④ 身体障害者手帳または戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳
▽提出先 総合窓口センター
▽提出期限 5月24日(月)

21年度減免を受けていた人
ご自宅に郵送している申請書(継続用)に必要事項を記入し、4月16日(金)までにご返送ください。
※申請内容が21年度と異なる場合、新規の手続きを行っていただきます
問 税務課 ☎ 43・5022
自動車税の減免申請 洲本県税事務所 ☎ 26・2026

70〜74歳の国保加入者

医療機関などでの自己負担を1割に据え置き

4月から、国民健康保険加入者で70〜74歳の人(3割負担者除く)の医療機関などでの窓口負担が、1割から2割に変更されることになっていましたが、**来年3月末まで1割に据え置き**となります。

「一部負担金の割合」欄が「2割(平成22年3月31日までは1割)」と記載された受給者証をお持ちの人

には、4月1日からの新しい受給者証を3月下旬に郵送していますので、ご確認ください。
問 保険課 ☎ 44・30003

▲国保高齢受給者証

国民健康保険税1期納期限 4月30日(金)
納税は口座振替が便利です。
問 税務課 ☎ 43・5022
収 税 課 ☎ 43・5034

平成22年度 平成23年度

後期高齢者医療の保険料率が決定

22・23年度	
均等割額	43,924円
所得割率	8.23%

※20・21年度と比較して、均等割額は同額、所得割率が0.16%上昇しました
※個人の保険料額は、7月中旬頃に通知します

保険料率(平成22・23年度)
通徴収のみ(2月の年金天引き額がゼロ)の場合、本算定時に特別徴収の要件を満たしていれば、10月から年金天引きが開始されます。
所得の低い人の軽減
保険料額が次のとおり軽減されます。(昨年度と同額)

① 均等割額

▼21年中の世帯総所得金額等が一定金額以下の人の軽減割合(年額)

総所得金額等(被保険者+世帯主)が次の基準以下の世帯	軽減割合(年額)
被保険者全員の各所得が0円 ※年金収入80万円以下	9割 (4,392円)
上記以外	8.5割(注1) (6,588円)
基礎控除額33万円+24.5万円×被保険者の数 ※被保険者である世帯主を除く	5割 (21,962円)
基礎控除額33万円+35万円×被保険者の数	2割 (35,139円)

※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。
(注1)本来は7割軽減ですが、軽減措置で8.5割軽減となります。

② 所得割額

算定所得(総所得金額等-基礎控除額33万円)が58万円(年金収入のみ)の場合は211万円以下の人は所得割額が5割軽減されます。
※制度加入前日に社会保険等の被扶養者だった人は、所得割額は0で、均等割額が5割軽減されます。22年度の均等割額は年額43,924円。ただし、国民健康保険・国民健康保険組合の加入者は対象外です。

問 保険課 ☎ 44・30003
後期高齢者医療広域連合事務局 ☎ 078・3326・20021

失業等による税の減免制度

対象となる税目
22年度課税分以降の市・県民税と国民健康保険税

対象者
事業者からの一方的な解雇、経済的な理由等による事業廃止で3か月以上続けた失業の人。3か月以上療養で無収入の人。
※退職金支給額が600万円を超える人、前年中の合計所得金額が600万円を超える人と生計を一にする人は除く

減免の期間
年度末まで
※減免期間中でも、再就職等のため所得が発生した場合

減免割合
合は減免が取消されます。減免が適用されるのは納税が未到来分の税になります。納期限の7日前までに申請が必要です。

▼前年の合計所得別の減免割合

前年の合計所得金額	減免割合
100万円以下	所得割額の全部
100万円を超え、200万円以下	所得割額の7割
200万円を超え、400万円以下	所得割額の5割
400万円を超え、600万円以下	所得割額の3割

※失業者(療養者)本人の所得割額を上記の所得に応じて減免します

勤労学生減免制度

対象となる税目
22年度課税分以降の市・県民税

対象者
給与所得などの勤労所得があり、合計所得金額が65万円以下、勤労所得以外の所得が10万円以下の特定の学校の学生・生徒

減免額
勤労学生である間の税額が全額

※年度途中で退学等で勤労学生ではなくなった場合、以後の納期分の税額はお納めいただきますので、税務課まで報告してください

手続きの必要書類
在学証明書または学生証の写し、印鑑
問 税務課 ☎ 43・5022

手続きの必要書類

退職理由を明記した雇用保険受給資格者証等。廃業理由を明記した税務署の受付印が押印された廃業届出書(本人控)の写し、3か月以上就業困難な旨が記載された医師の診断書、印鑑
※自己の都合によらない失業が対象です。雇用保険受給資格者証等の書類で離職理由を確認します
※申請は、各税目ごと別々に必要となります
問 税務課 ☎ 43・5022
※市民税1期の納期限 6月30日(水)、国保税1期の納期限 4月30日(金)

帳簿の縦覧

22年度固定資産税
▽期間 4月1日(木)〜5月31日(月)
※土日祝日除く
▽対象帳簿
① 土地価格等縦覧帳簿
② 家屋価格等縦覧帳簿
▽縦覧できる人 土地・家屋の納税義務者
問 税務課 ☎ 43・5022

淡路ファームパーク **イングランドの丘**

開園時間:9時〜17時(季節により変更あり)
入 園 料:大人800円、小人400円
電 話:43-2626(お間違のないように)

元気なアルバイトスタッフ大募集

遊具、レストラン、販売など。ご希望の方は、電話の上、履歴書をご送付ください。

〒656-0443 南あわじ市八木養宜上 1401